

高知県木造公共施設等整備事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県木造公共施設等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 「略」</p> <p>（補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 県は、展示効果又はシンボル性が高く、波及効果を期待することができる公共建築物に地域材を積極的に活用した木材利用の取組を推進するため、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）に基づき、別表に掲げる事業主体（以下「補助事業者」という。）が行う同表に掲げる事業に要する別紙の経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する</p> <p>第3条 「略」</p> <p>（補助金の交付の申請及び決定）</p> <p>第4条 規則第3条第1項及び第2項の申請書及び関係書類の様式は、それぞれ別記第1号様式によるものとし、<u>市町村及び一部事務組合以外の</u>補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）<u>並びに県に対する税外未収金の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書</u>を添えて、所管の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出するものとする。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨を添えて提出するものとする。</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">高知県木造公共施設等整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 「略」</p> <p>（補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 県は、展示効果又はシンボル性が高く、波及効果を期待することができる公共建築物に地域材を積極的に活用した木材利用の取組を推進するため、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）に基づき、別表に掲げる事業主体が（以下「補助事業者」という。）が行う同表に掲げる事業に要する別紙の経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する</p> <p>第3条 「略」</p> <p>（補助金の交付の申請及び決定）</p> <p>第4条 規則第3条第1項及び第2項の申請書及び関係書類の様式は、それぞれ別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）を添えて、所管の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出するものとする。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨を添えて提出するものとする。</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(12) <u>県税の滞納がないこと。</u></p>

新	旧
<p>(12) <u>県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。</u></p> <p>第6条～第9条 「略」</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに所長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により所長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。</p> <p>第11条～第13条 「略」</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成30年5月21日から施行する。</p> <p>(失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6年</u>5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第8号まで及び第10号、第10条第3項、第11条並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和3年5月31日から施行する。</u></p> <p><u>様式の押印を廃止。</u></p>	<p>第6条～第9条 「略」</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに所長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により所長に報告するとともに、当該金額を<u>県</u>に返還しなければならない。</p> <p>第11条～第13条 「略」</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成30年5月21日から施行する。</p> <p>(失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和3年</u>5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第8号まで及び第10号、第10条第3項、第11条並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。</p>

新

旧

別表（第2条、第3条関係）

メニュー	事業種目	事業内容	工種	事業主体（補助事業者）	補助率	呼称単位	
						A	B
木造公共建築物等の整備	木造公共施設整備	公共施設（注）	木造公共施設 木製外構施設 付帯施設	市町村、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に掲げる施設の整備主体とする。	15パーセント以内。ただし、新たな木質部材や構法を採用して木材利用の可能性を広げるもの等、特にモデル性が高いものは、2分の1以内とする。	棟	㎡
			木質内装				

（注）事業内容には、付帯施設の整備を含む。ただし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に要する経費及び木造公共施設にあつては非木造部分の整備に係る経費は除く。

別表（第2条、第3条関係）

メニュー	事業種目	事業内容	工種	事業主体	補助率	呼称単位	
						A	B
木造公共建築物等の整備	木造公共施設整備	公共施設（注）	木造公共施設 木製外構施設 付帯施設	市町村、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に掲げる施設の整備主体とする。	15パーセント以内。ただし、新たな木質部材や構法を採用して木材利用の可能性を広げるもの等、特にモデル性が高いものは、2分の1以内とする。	棟	㎡
			木質内装				

（注）事業内容には、付帯施設の整備を含む。ただし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に要する経費及び木造公共施設にあつては非木造部分の整備に係る経費は除く。

新

別記
第1号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

林業(振興)事務所長 様

(補助事業者)住 所
氏 名
生年月日

令和 年度高知県木造公共施設等整備事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県木造公共施設等整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円を交付されるよう、下記関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分総括表

(単位:円)

メニュー	事業費 (a+b+c)	補助対象 事業費	負 担 区 分		
			県補助金 (a)	市町村費 (b)	その他 (c)

3 事業概要

別紙1「事業概要」のとおり

4 収支予算書

別紙2「収支予算書」のとおり

5 事業の完了予定

年 月 日

6 関係書類

実施設計書等

別紙6 誓約書兼同意書

旧

別記
第1号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

林業(振興)事務所長 様

(補助事業者)住 所
氏 名
生年月日 印

令和 年度高知県木造公共施設等整備事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県木造公共施設等整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円を交付されるよう、下記関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分総括表

(単位:円)

メニュー	事業費 (a+b+c)	補助対象 事業費	負 担 区 分		
			県補助金 (a)	市町村費 (b)	その他 (c)

3 事業概要

別紙1「事業概要」のとおり

4 収支予算書

別紙2「収支予算書」のとおり

5 事業の完了予定

年 月 日

6 関係書類

実施設計書等

新

別紙3

令和 年度高知県土木造公共施設等整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

区 分	補助事業者	事業費	県補助金	課 税 式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備 考
						補助率	消費税分補助金額		
合 計									

- (注) 1 当該補助金の補助事業者（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が補助事業者である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第9条第3項の規定により報告し、補助金の返還が伴う場合は、補助事業者ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者については「免税」、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者については「簡易課税」、その他の事業者については「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあっては「確定」、それ以外の場合にあっては「未確定」と記入してください。

旧

別紙3

令和 年度高知県土木造公共施設等整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

区 分	事業者名	事業費	県補助金	課 税 式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備 考
						補助率	消費税分補助金額		
合 計									

- (注) 1 当該補助金の事業者（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業者である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第9条第3項の規定により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業者ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者については「免税」、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者については「簡易課税」、その他の事業者については「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあっては「確定」、それ以外の場合にあっては「未確定」と記入してください。

新

旧

別紙6

誓約書兼同意書

私は、高知県木造公共施設等整備事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の
税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課
への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し
及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金
貸付金償還金

・農業改良資金貸付金償還金

・林業・木材産業改善資金貸付金償還金

・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

（元号）年 月 日

高知県知事 _____ 様

所在地

（代表者・職）氏名（自署）